

令和5年9月15日

貝塚市議会議長 殿

研修会参加報告書

公明党議員団
谷口美保子 堺谷 裕

日時； 令和5年8月17日（木）18日（金）
場所； 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）
研修所名；自治体予算を考える

講師； 武庫川女子大学 金崎 健太郎

内容；

講義； 「自治体予算の原則」

予算の意義

- ・ 予算とは 一般会計年度（4月1日～翌年3月31日）の歳入と歳出の見積り
- ・（歳入予算） 収入の見積り
- ・（歳出予算） 見積りであると同時に、支出の限度と内容を制限する拘束力を持つ。

予算の種類

当初予算／補正予算 通年予算／暫定予算
骨格予算／肉付け予算 一般会計予算／特別会計予算

予算のルール

会計年度独立の原則 総計予算主義の原則 予算単一主義の原則
予算統一の原則 予算事前決議の原則 予算公開の原則

会計年度独立の原則

年度に予定した支出 年度に予定した収入 年度の収入

統計予算主義の原則

- ・ 自治体の活動のすべてを予算を通じて把握可能となる。
- ・ 予算執行上の責任を明確化。

予算単一主義の原則

予算はシンプルに

予算は、単一の見積表あらゆる歳入を包含して計上、かつ
予算の調製は一会計年度に1回を適当とする。

予算公開の原則

住民への公共サービスの提供⇒予算によって実現

予算について、住民に理解され、協力を得ることが必要。

予算の住民への公表、わかりやすい工夫が必要。

予算の編成から成立・執行まで

予算（当初）は、約半年かけて、自治体の全組織を挙げてつくられる。

予算の提案と議決

予算の議会への提案は首長の専権

予算は、会計年度が始まる前に議会で議決されなければならない。

首長は、年度開始前の一定の時期まで当初予算を議会に提出しなければならない。

執行部内の予算編成の流れについて

議会における予算審議について

議会における予算審議

予算の修正

一般には議決事項全般について議会の修正権が及ぶとされるが、増額議決について制限。

議会は、長の予算の発案権（提出した予算の趣旨）を侵さない限りにおいて、増額議決ができる。

予算の再議

法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決⇒首長は再議に付さなければならない。

そのほか、予算に関する議決に首長が異議がある場合、再議に付すことができる。

予算を伴う条例案と予算の関係

財政負担を伴う条例案その他議会の議決案件

⇒首長に対して議会提案の制限

専決処分について

予算編成から決算までの流れについて

予算のチェックポイント

予算議案

<一般会計> <特別会計>

予算に関する説明資料

- ① 歳入歳出予算事項別明細書 ② 給与費明細書 ③ 継続費に関する調書
- ④ 債務負担行為に関する調書 ⑤ 地方債に関する調書 ⑥ その他必要な書類

予算の内容

歳入歳出予算 継続費 繰越明許費 債務負担行為
地方債 一時借入金 歳出予算の各項間の流用

歳入歳出予算について

予算（その他）について

議案の例について

予算案のチェックポイント

- 1 予算全体への視点
- 2 健全な財政運営の視点
- 3 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

歳入のチェックポイント

歳入に関する基本原則
自主財源と一般財源
地方税 地方交付税

地方交付税の仕組み

- ◆ 地方交付税の財源は、国税の一定割合＝地方固有の財源
- ◆ 国税のかたちで国が代わって徴収。合理的基準で自治体に再配分。
- ◆ 地方交付税の種類・普通交付税（94%）、特別交付税（6%）

臨時財政対策債について

□ 地方交付税の機能

どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を保障。

- 国税5税の一定割合（法定率分）では、実際は、必要額が不足。
- 毎年度加算が行われ、自治体に配分。

課税自主権

超過課税：法定された標準税率と異なる税率を、条例によって定めることができる。
法定外税：条例によって法律に定めがない税を創立できる。総務大臣の同意が必要。

※課税の3原則 公平、中立、簡素

地方債について

地方債発行に関する制限

（意義）

- ◆個々の自治体の円滑な財政運営の確保（住民に対して円滑に行政サービスを提供し続けること）
- ◆地方債全体の信用の維持（課税権を実質的な担保）

その他の歳入

分担金及び負担金・使用料及び手数料

単価の適正化、自動販売機設置の目的外使用料、広告料収入の確保ほか
財産収入 未利用の財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却、
基金の効率的な運用 ほか

寄付金 ふるさと納税のPR・利便性向上 ほか

歳入に関する基本原則

- ① 住民のニーズの反映・地域課題への対応
- ② 事業の必要性・緊急性、費用対効果
- ③ 行政改革の視点
- ④ 次年度以降の展開への考慮
- ⑤ 合理的な経理の見積もり など

歳入のチェックポイント

義務的経理（人件費）

歳出のチェックポイント

義務的経費（扶助費） ⇒ 生活保護、保育所の整備・運営、小児医療費助成、障害者介護・自立・就労訓練、医療費助成など

義務的経費（公債費） ⇒ 過去に発行した地方債の償還金

歳出のチェックポイント

投資的経費 ⇒ その水準は将来の公債費につながる

歳出のチェックポイント

繰越金

後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、公営企業会計
などへ

地方公営企業は独立採算が原則 ただし繰越基準による負担区分ルールあり

決算について

決算関係書類

決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類、
監査委員の意見、主要な施策の成果を説明する書類

決算関係書類

歳入歳出決算書

決算関係書類（収入未済額・未納欠損額）

決算関係書類（翌年度に繰り返すべき財源）

「財政を診断する」

財政診断に活用できる資料

<それぞれの市町村で公表>

- 財政状況の公表資料
- 決算関係資料
- 定員・給与関係公表資料
- 出資法人等の経営状況の議会報告
- 行財政改革に関する資料
- 財務4表

<総務省による公表>

- 財政状況資料集
- 市町村決算状況調
- 全市町村の主要財政指標
- 類似団体別市町村財政指数表
- 給与情報等公表システム
- 地方公営企業決算
- 第三セクター等の状況調
- 公共施設状況調 など

普通会計について

実質収支

～歳入と歳出の収支は合っているか～

形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額

実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰越し財源

実質収支比率

◆歳入と歳出のバランスの程度をみる

◆目安として3～5%程度が望ましいといわれている

単年度収支、実質単年度収支

財政力指数～財政面での豊かさの程度は

経営収支比率

<健全化判断比率>

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

財政の現状把握 地方公会計の活用

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理原則

単式簿記と複式簿記

単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法

複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方の分けて二面的に行う簿記の手法

地方公共団体における財務諸表の作成

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計の推進に関する研究会報告書概要

感想

今回 自治体を考えるについてを研修させてもらい大変勉強になりました 今後活用して
いきたいと思います。